

給食食材料費免除申請書

稲城市長 殿

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ (自筆書名)

電話番号 _____

給食食材料費について次のとおり該当するため、以下の事項について同意し、給食食材料費免除（1号認定子どもの場合は、副食費分のみ）にかかる申請をします。

※この申請がなくても市が把握する情報により免除決定する場合がありますが、免除決定されておらず免除に該当すると考える方は、この申請をする必要があります。

- ①給食食材料費免除決定に必要な課税台帳等（同一世帯者を含む。）及び世帯情報その他稲城市に提出している情報（児童手当等の申請にかかる書類等）について、市の職員が参照し確認すること。
- ②申請内容が事実と相違した場合は、決定を取り消すことがあること。

※申請日の属する月の翌月から適用します。

(ふりがな) 児童氏名	生年月日	在籍施設名	クラス
()	年 月 日		歳
()	年 月 日		歳

教育・保育1号認定子ども

該当する番号に○を付けて、添付書類を添付（又は必要事項を記入）してください。

番号	対象者	添付書類等
1	転入者、修正申告等で区市町村民税所得割額が77,101円未満であるため	課税証明書等（※1）を提出してください。 ※稲城市で税額決定している場合は、添付不要です。
2	第3子以降（※2）であるため	※2に記載の施設のうち、②⑤⑥⑦⑧に通うお子さんがいる場合は、裏面の証明欄に施設からの利用証明を受けてください。
3	生活保護受給世帯、中国残留邦人にかかる支給を受けている世帯又は児童福祉法第6条の4に規定する里親であるため	支給の分かる書類又は里親委託の決定通知を添付してください。
4	政令指定都市へ市民税を納税していたため、稲城市の税率と置き換える（例：6/8を掛ける）と免除対象となるため	納税先自治体名： _____

※1 区市町村民税（非）課税証明書のほかに、区市町村民税・都民税特別徴収税額通知書、区市町村民税・都民税納税通知書でも可

※2 教育・保育1号認定子どもの給食費における第1子・第2子・第3子以降の適用については、以下の施設を利用しているきょうだい及び小学校第3学年までの児童の中で、年齢が高い順に数えて適用します。

【対象施設】①認可保育所 ②幼稚園 ③認定こども園 ④家庭的保育事業等 ⑤児童発達支援 ⑥医療型児童発達支援 ⑦特別支援学校幼稚部 ⑧児童心理治療施設通所部 ⑨企業主導型保育事業

教育・保育2号認定こども

該当する番号に○を付けて、添付書類を添付（又は必要事項を記入）してください。

番号	対象者	添付書類等
1	転入者、修正申告等で区市町村民税所得割額が63,000円未満の世帯の第1子又は145,000円未満の世帯の第2子（※3）であるため	課税証明書等（※1）を提出してください。 ※稲城市で税額決定している場合は、添付不要です。
2	区市町村民税所得割額が77,101円未満の要保護世帯（※2）の第1子であるため（修正申告等でこの項目に該当するようになった場合を含む。）	※2に記載の該当する要保護世帯の番号を記入した上で、必要書類を添付（修正申告により該当となった場合は、※1も添付）してください。 要保護世帯の種別_____番に該当
3	第3子以降（※3）であるため	※3に記載の施設のうち、②⑤⑥⑦⑧に通うお子さんがいる場合は、下記の証明欄に施設からの利用証明を受けてください。
4	生活保護受給世帯、中国残留邦人にかかる支給を受けている世帯又は児童福祉法第6条の4に規定する里親であるため	支給の分かる書類又は里親委託の決定通知を添付してください。
5	政令指定都市へ市民税を納税していたため、稲城市の税率と置き換える（例：6/8を掛ける）と免除対象となるため	納税先自治体名：_____

※1 区市町村民税（非）課税証明書のほかに、区市町村民税・都民税特別徴収税額通知書、区市町村民税・都民税納税通知書でも可

※2 要保護世帯の種別と必要書類

【要保護世帯の種別】児童の属する世帯に、以下の者がいる場合をいいます。

- ①生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- ②母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
- ③身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- ④療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者
- ⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
- ⑦国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者等

【必要書類】

- ①の場合 ⇒ 生活保護受給証明書の写し
- ②の場合 ⇒ 戸籍全部事項証明書の写し
- ③～⑦の場合 ⇒ 手帳の写し、特別児童扶養手当証書の写し又は年金証書の写し

※3 教育・保育2号認定こどもの給食費における第1子・第2子・第3子以降の適用については、下記対象施設又は事業を利用しているきょうだい（未就学児童）の中で、年齢が高い順に数えて、該当する順位に相当するものを適用します。

【対象施設】①認可保育所 ②幼稚園 ③認定こども園 ④家庭的保育事業等 ⑤児童発達支援 ⑥医療型児童発達支援 ⑦特別支援学校幼稚部 ⑧児童心理治療施設通所部 ⑨企業主導型保育事業

施設利用証明欄	
<p>【1人目】下記児童は、_____年____月____日から当施設に入所（を利用）していることを証明する。</p> <p>証明日 _____年____月____日</p> <p>施設利用児童名 _____</p> <p>施設所在地 _____</p> <p>施設名 _____</p> <p>代表者 _____ 印（職印）</p>	<p>【2人目】下記児童は、_____年____月____日から当施設に入所（を利用）していることを証明する。</p> <p>証明日 _____年____月____日</p> <p>施設利用児童名 _____</p> <p>施設所在地 _____</p> <p>施設名 _____</p> <p>代表者 _____ 印（職印）</p>